

札幌市告示第 3399 号

令和 5 年度製造業省エネ・カーボンニュートラル促進支援事業事務局業務に係る  
公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 5 年（2023 年）7 月 24 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市経済観光局産業振興部産業振興課  
電話(011)211-2392

2 契約に関する事項

(1) 業務名

令和 5 年度製造業省エネ・カーボンニュートラル促進支援事業事務局業務

(2) 業務内容

令和 5 年度製造業省エネ・カーボンニュートラル促進支援事業事務局業務  
「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 公募型企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査

ウ イの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

エ 上記ウの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。

なお、公募型企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、「令和  
5 年度製造業省エネ・カーボンニュートラル促進支援事業事務局業務  
提案説明書」による。

3 参加資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点をもつ事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (3) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録がされている者であること。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

#### 4 手続き等

- (1) 提案説明書等の交付場所

令和 5 年 7 月 24 日から札幌市公式ホームページに公開する。

(URL) <https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/seizogyoshoene.html>

- (2) 参加意向申出書・企画提案書等の提出

ア 参加意向申出書提出期限：令和 5 年 8 月 1 日(火曜日)17 時 00 分【必着】

イ 企画提案書提出期限：令和 5 年 8 月 2 日(水曜日)17 時 00 分【必着】

ウ 提出書類：提案説明書 8 (1)

- (3) 提出方法

郵送または持参による。

- (4) 提出場所

上記「1 契約担当部局」に同じ